

事業所承認規則

事業所承認規則

2020年 第1回 一部改正

2020年6月30日 規則 第24号

2020年1月22日 技術委員会 審議

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

2 章 板厚計測事業所

2.5 模擬試験

2.5.1 を次のように改める。

2.5.1 模擬試験

- ~~1. 本会検査員立会のもとで、実船により板厚計測の模擬試験を行い、提出資料に記載されている板厚計測作業ができることを確認しなければならない。なお、供試船は、大型の油タンカー、ばら積貨物船又は鉱石運搬船とすることが望ましい。~~
- ~~2. 板厚を計測する構造部材は、船体構造の熟知度を確認するため、試験の際、本会検査員の指示するところによる。また、船舶の損傷についての知識を確認するため、代表的な船型についての損傷について質問することがある。~~
- ~~3. 既に他の船級協会の承認を受けている事業所にあつては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。~~

3 章 水中検査事業所

3.5 模擬試験

3.5.1 を次のように改める。

3.5.1 模擬試験

- ~~1. 本会検査員立会のもとで、実船により水中検査の模擬試験を行い、提出資料に記載されている水中検査ができることを確認しなければならない。~~
- ~~2. 本会は、水中検査実施方法を確認できる映像データの提出があれば、実船での模擬試験を省略することがある。~~

4 章 無線検査事業所

4.5 模擬試験

4.5.1 を次のように改める。

4.5.1 模擬試験

~~本会検査員立会のもとで、~~実船により無線検査の模擬試験を行い、提出資料に記載された無線検査ができることを確認しなければならない。

5 章 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験事業所

5.5 模擬試験

5.5.1 を次のように改める。

5.5.1 模擬試験

~~本会検査員立会のもとで、~~実船において航海情報記録装置及び／又は簡易型航海情報記録装置の性能試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された性能試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。

6 章 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所

6.5 模擬試験

6.5.1 を次のように改める。

6.5.1 模擬試験

~~1. 本会検査員立会のもとで、実船において消防設備及び呼吸具に関する検査及び整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、模擬試験を実施することが困難な消防設備及び呼吸具については、検査及び整備記録書の提出をもって当該試験に代えることができる。~~

~~2. 既に他の船級協会の承認を受けている事業所においては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。~~

7章 救命設備の整備事業所

7.5 模擬試験

7.5.1 を次のように改める。

7.5.1 模擬試験

- ~~1. 本会検査員立会のもとで、実船において救命設備に関する整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、模擬試験を実施することが困難な救命設備については、整備記録書の提出をもって当該試験に代えることができる。~~
- ~~2. 既に他の船級協会の承認を受けている事業所においては、模擬試験の一部又は全部を省略することができる。~~

8章 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験事業所

8.5 模擬試験

8.5.1 を次のように改める。

8.5.1 模擬試験

- ~~1. 本会検査員立会のもとで、実船において超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~
- ~~2. 既に他の船級協会の承認を受けている事業所においては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。~~

9章 塗装システムの認定試験事業所

9.6 模擬試験

9.6.1 を次のように改める。

9.6.1 模擬試験

~~1. 本会検査員立会のもとで、塗装システムの認定試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された認定試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、9.3.1-1.(7)に規定する資料が提出され、かつ本会が適当と認める場合にあっては、当該試験に代えることができる。~~

~~2. 既に主管庁又は他の船級協会の承認を受けている事業所にあっては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。~~

10章 救命艇，救助艇，進水装置及び離脱装置の保守， 詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所

10.4 模擬試験

10.4.1 を次のように改める。

10.4.1 模擬試験

~~1. 本会検査員立会のもとで、実船において救命艇，救助艇，高速救助艇，進水装置及び／又は離脱装置に関する整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、模擬試験を実施することが困難な救命艇，救助艇，高速救助艇，進水装置及び／又は離脱装置については、整備記録書の提出をもって当該試験に代えることができる。~~

~~2. 既に主管庁又は他の船級協会の承認を受けている事業所にあっては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。~~

16章 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所

16.5 模擬試験

16.5.1 を次のように改める。

16.5.1 模擬試験

- ~~1. 本会検査員立会のもとで、実船により遠隔検査技術を用いた精密検査の模擬試験を行い、提出資料に記載されている精密検査ができることを確認しなければならない。~~
- ~~2. 本会は、精密検査実施方法を確認できる映像データの提出があれば、実船での模擬試験を省略することがある。~~

附 則（改正その1）

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。

2 編 製品の製造事業所に対する承認の要件

4 章 量産製品の製造事業所に対する追加要件

4.2 の表題を次のように改める。

4.2 ~~ディーゼル~~往復動内燃機関

4.2.1 一般

-1.(1)を次のように改める。

-1. 適用

- (1) 本 4.2 の規定は、原則として同一事業所において製造される~~ディーゼル~~往復動内燃機関に適用する。
(2)は省略

-2.(1)を次のように改める。

-2. 定義

- (1) 本 4.2 の適用を受ける量産される~~ディーゼル~~往復動内燃機関とは、次の(a)から(e)に従って製造されるものをいう。
(a)から(e)は省略
(2)は省略

4.7 空気圧縮機

4.7.1 一般

-2.(1)を次のように改める。

-2. 定義

- (1) 本 4.7 の適用を受ける空気圧縮機は、~~ディーゼル~~往復動内燃機関の始動用、船内の制御用、動力用、雑用等に用いられる空気の圧縮に使用されるものでピストン形及びベーン形のをいう。
(2)は省略

附 則（改正その2）

1. この規則は、2020年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった製品の製造事業所にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。